

杉並区地域省エネ行動計画

CO2 マイナス 2% への挑戦

～地球を救え $p(\hat{-}\hat{)q}$ すぎなみ省エネ作戦～

平成18年 6月

杉 並 区

目 次

1	行動計画策定の背景	1
2	行動計画の位置づけ	1
3	区のエネルギー消費と CO2 排出の状況	2
4	行政計画の数値目標「CO2 マイナス 2%への挑戦」	4
5	行動計画作成の考え方	5
6	行動計画<地球を救え p(^-^)q すぎなみ省エネ作戦>	6
7	目標達成に向けて	17
8	参考 1 : アンケート結果概要	19
9	参考 2 : スケジュール	22

< 地球を救え p(^-^)q すぎなみ省エネ作戦 >

作戦 1 区民・事業者・行政の協働作戦（皆でスクラム作戦）

作戦 2 家庭の省エネ作戦（小さな工夫で大きな省エネ作戦）

作戦 3 仕事場の省エネ作戦（スマートオフィス作戦）

作戦 4 学校の省エネ作戦（風とみどりの学校教育作戦）

作戦 5 交通の省エネ作戦（いつも元気な交通作戦）

作戦 6 行政の省エネ作戦（環境先進自治体作戦）

1. 行動計画策定の背景

杉並区は、地域全体で地球温暖化防止に寄与するため、平成15年2月に「杉並区地域省エネルギービジョン」を策定し、「住宅用太陽光発電システム機器設置費助成」などCO2排出削減のための事業を推進してきました。

その後、平成17年2月に京都議定書が発効し、杉並区の省エネルギー施策は、ビジョンの実現に向けた実践的かつ継続性のある施策に取り組む段階を迎えました。

そこで、同年3月に区民・事業者・学識経験者などからなる「杉並区地域省エネルギー等懇談会」を立ち上げ、省エネルギーの具体的な取組みを示す「杉並区地域省エネ行動計画」の策定に着手しました。

行動計画は、省エネの効果をより有効に引き出すために、省エネルギービジョンで示した個別の事業展開から一歩進んで区の既存の事業及び国・都の事業も含めて整理し、連携を図り体系化したものです。また、区民・事業者・行政の役割を明確にし相互を有機的に結びつけるものとします。

2. 行動計画の位置づけ

省エネルギー及びCO2削減の指針である「杉並区地域省エネルギービジョン」の具体化を図るため、区民・事業者・行政の三者協働の実行計画として策定します。

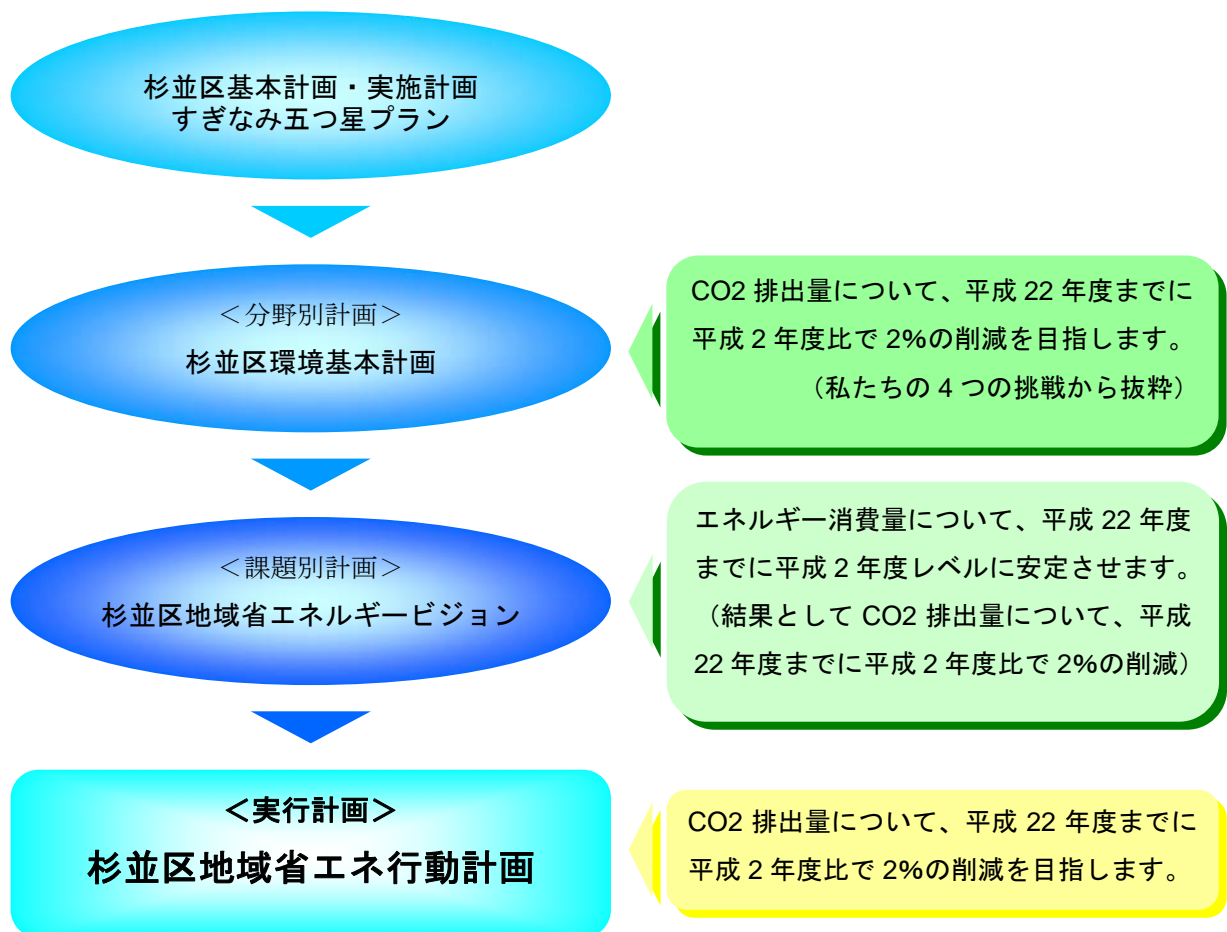


図1 杉並区地域省エネ行動計画の位置づけ

3. 区のエネルギー消費と CO2 排出の状況

杉並区ではエネルギー消費・CO2 排出共に、将来的に増加が見込まれている家庭部門からの割合が大きくなっています。逆に CO2 排出削減が見込まれている産業部門からの排出が非常に少なく、将来の CO2 排出削減が非常に厳しい状況にあります。

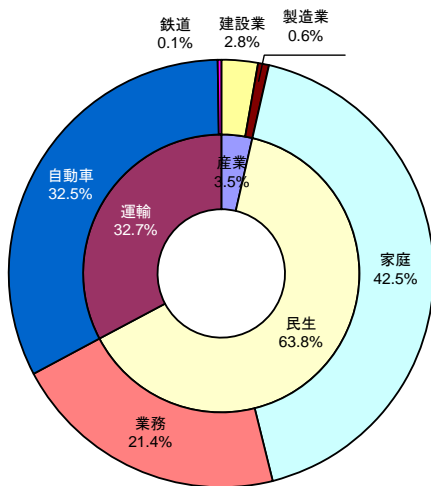


図 2 杉並区のエネルギー消費構造
(平成 15 年度)

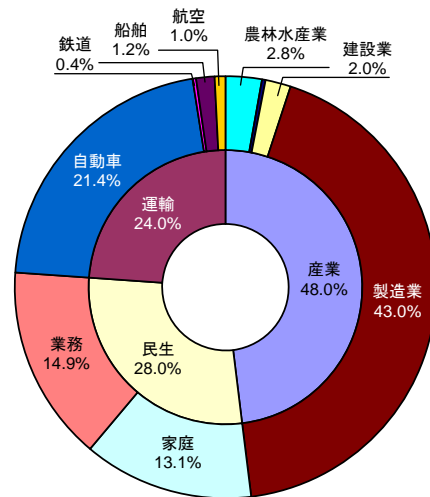


図 3 全国のエネルギー消費構造
(平成 15 年度)

図 2、図 3 に杉並区及び全国のエネルギー消費構造を示します。杉並区は全国と比較して、将来的に増加が見込まれている家庭や自動車のエネルギー消費が大きく、逆に削減が見込まれている産業部門での消費が小さいという特徴があります。また図 4 に杉並区の CO2 排出量推移と将来推計を、図 5 に平成 2 年度を 100 とした杉並区のエネルギー消費と CO2 排出の推移を示します。

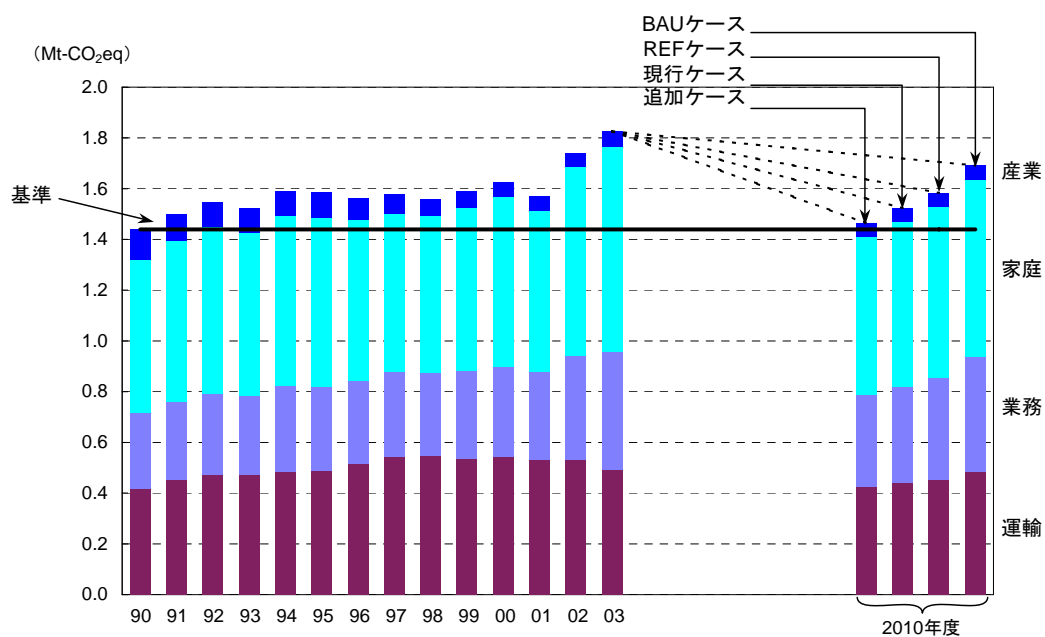


図 4 杉並区の CO2 排出量推移と将来推計

＜図 4 中のケースの説明＞

BAU ¹ ケース	起点となる年（平成 15 年）までに導入されている政策・対策の効果を考慮し、それ以降は新たな政策・対策の効果がなかった場合の将来予測
REF ² ケース	現行の技術体系や既の実施済の施策を前提とした上で、今後特に施策を講じなくても、これまでの趨勢的变化でマーケットやエネルギー需要家の嗜好、民間ベースの取組みが推移した場合の見通し
現行ケース	「地球温暖化対策推進大綱、地球温暖化対策推進本部、平成 14 年 3 月」に提示された対策を今後着実に講じた場合に実現が期待される見通し
追加ケース	「平成 42 年のエネルギー需給展望、総合資源エネルギー調査会需給部会、平成 17 年 3 月」で提示された追加対策（「京都議定書目標達成計画、平成 17 年 4 月」の対策）を講じた場合に実現が期待される見通し

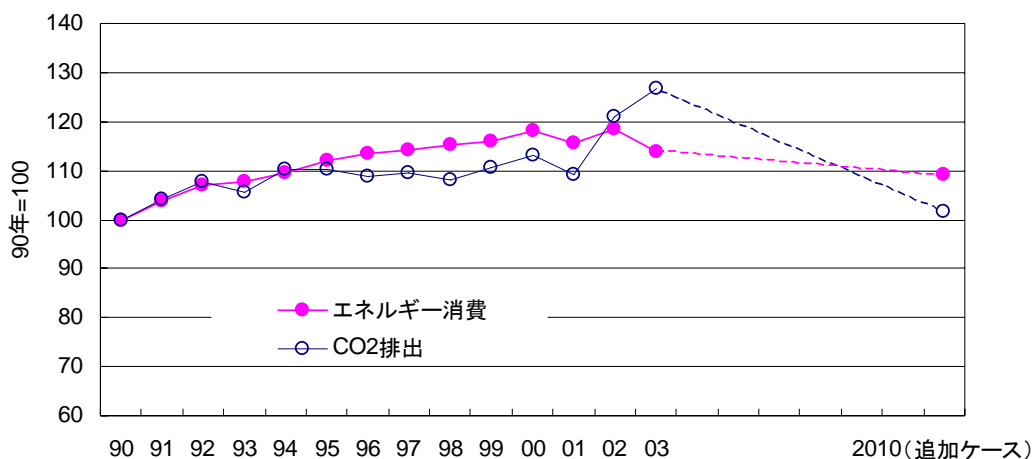


図 5 杉並区のエネルギー消費と CO2 排出の推移 (平成 2 年比)

平成 14 年、15 年度値は東京電力（株）の原子力発電所停止といった特殊要因によって電力の CO2 排出係数³（下記囲み参照）が増加したため CO2 排出量も増加しています。しかし平成 22 年には排出係数の改善を想定しているため、今後特に対策を講じないケース（BAU ケース）でも CO2 の排出減少が見込まれています。ただし、杉並区では国が CO2 排出削減を見込んでいる産業部門の排出割合が少ない上、国が排出増加を見込んでいる家庭部門や運輸部門の割合が大きくなっているため、国が京都議定書を達成するために検討している対策（追加ケース）を講じて、CO2 排出は平成 2 年度比で 1.7%の増加が見込まれています。

＜電力消費に伴う CO2 排出量について＞

電力消費に伴う CO2 排出量については以下の式で表すことができます。

$$\text{電力消費量} \times \text{電力 CO}_2 \text{ 排出係数} = \text{電力による CO}_2 \text{ 排出量}$$

このように電力消費量が同じでも、電力 CO2 排出係数が大きくなれば、それに比例して、電力による CO2 排出量が大きくなります。

本行動計画中の試算では電力 CO2 排出係数として東京電力（株）の値を用いていますが、原子力発電所の停止のため平成 14 年度より排出係数は増加しています。そのため図 5 に示したとおり、エネルギー消費が減少傾向にあるにもかかわらず、CO2 排出は増加傾向を示しています。

¹ Business as usual の略

² Reference の略

³ 1kWh の電気を使用するときに発生する CO2 について示したものです。火力発電所で排出された CO2 の量を電力会社が供給した電気の量で除して算出します。

4. 行動計画の数値目標「CO2 マイナス 2%への挑戦」

(1) 京都議定書におけるマイナス 6%削減

平成 17 年 2 月に発効した「京都議定書」では、地球温暖化の原因である温室効果ガスを、平成 2 年比で平成 20 年から平成 22 年までに平均でマイナス 6%削減することを日本に義務付けています。

(2) 国のマイナス 6%削減に向けて

国は、この温室効果ガスの削減目標マイナス 6%を実行するため、平成 17 年 4 月に京都議定書目標達成計画（以下「目達計画」という）を策定しました。

この目達計画を実行すると、温室効果ガスの約 9 割を占める CO2 の排出量は国全体でプラス 0.6%となります。さらに、家庭部門の多い杉並区に換算すると、CO2 排出量はプラス 1.7%です。

なお、目達計画では国の CO2 排出量がプラス 0.6%であっても、他の温室効果ガス（メタン、N2O）の削減、森林吸収分や京都メカニズムを差し引き、温室効果ガス全体がマイナス 6%削減になります。

(3) 杉並区の数値目標マイナス 2%削減の意味

区は、平成 15 年 2 月に策定した「杉並区地域省エネルギービジョン」において、CO2 の排出量を平成 2 年度比で平成 22 年度までにマイナス 2%削減する目標値を掲げました。本行動計画でも、削減対象及び目標値は同じです。

したがって、国の目達計画で換算した杉並区の CO2 排出量プラス 1.7%と、区の削減目標マイナス 2%の差は 3.7%で、区は高い目標値を設定していることがわかります。

(4) CO2 マイナス 2%への挑戦

表 1 は国が目達計画の対策を講じた場合の「追加ケース」に加え、「杉並区地域省エネルギービジョン」の CO2 排出削減目標である「平成 2 年度比で 2%の削減」を達成するために必要な「区独自の対策」の定量的なイメージです。この「区独自の対策」の区民・事業者に求められる省エネ努力は以下のとおりです。

**家庭及び業務（事業者や店舗など）の全てが、
5.4%の省エネルギーの努力を実施する**

このことは、本行動計画の目標達成のためには国が見込んでいる対策に加え、さらに家庭と業務（事業者や店舗など）の全ての対象がエネルギー消費量を 5%以上減らさなくてはならないということを意味しており、本行動計画の目標が高いものであるということが分かります。

また参考ケースとして「家庭、業務の 1 割の対象が 10%の省エネ努力をした場合」を示していますが、このケースでは CO2 排出が平成 2 年度比で約 1%の増加となってしまいます。

表 1 数値目標達成のためのイメージ（平成 2 年度比 CO2 変化率）

		平成 2 年度	平成 15 年度	平成 22 年度		
				追加ケース ^(注1)	区独自の対策 ^(注2)	参考ケース ^(注3)
産業	農林水産	0.0%	82.1%	79.5%	79.5%	79.5%
	建設業	0.0%	-34.1%	-35.7%	-35.7%	-35.7%
	製造業	0.0%	-73.9%	-81.4%	-81.4%	-81.4%
		0.0%	-50.7%	-54.8%	-54.8%	-54.8%
民生	家庭	0.0%	33.9%	2.8%	-2.8%	1.7%
	業務	0.0%	57.8%	23.0%	16.4%	21.8%
		0.0%	41.8%	9.4%	3.5%	8.3%
運輸	自動車	0.0%	17.3%	1.6%	1.6%	1.6%
	鉄道	0.0%	10.7%	-28.9%	-28.9%	-28.9%
		0.0%	17.2%	1.3%	1.3%	1.3%
合計	0.0%	26.9%	1.7%	-2.0%	1.0%	

(注 1) 「京都議定書目標達成計画、平成 17 年 4 月」の対策が実施された場合（図 4 中の「追加ケース」と同じもの）：杉並区の CO2 排出量はプラス 1.7%

(注 2) 家庭、業務の全てが、5.4%の省エネ努力を実施した場合：杉並区の CO2 排出量はマイナス 2%

(注 3) 家庭、業務の 1 割程度が、10%の省エネ努力を実施した場合

5. 行動計画作成の考え方

本行動計画は、その目標達成に向けて、区民・事業者・行政が一体となって総合的な取組みを行うもの（協働）とし、区民・事業者・行政の『できること』、『やるべきこと』を考慮して作成しました。

具体的には以下の点を考慮して作成しました。

- 杉並区の特徴、区民・事業者向けアンケート結果（「8. 参考：アンケート結果概要」参照）、杉並区地域省エネルギービジョンなどを踏まえて作成する。
- 『協働』で取組むこととし、区民・事業者参加型の行動計画とする。また、行政自らの活動に関する省エネ行動計画も作成する。
- 区民・事業者にとっての行動計画は「家庭」、「仕事場」、「学校」、「交通」といった生活場面ごとに作成する。
- 規制などの国や都が行う施策と充分連携をとり、杉並区として独自に行っていく施策をまとめるものとする。
- 杉並区の既存施策と連携が図れるものや、実現可能性の高いものなどについて、重点的に取組むこととする。

6. 行動計画 < 地球を救え p(^-^)q すぎなみ省エネ作戦 >

杉並区は、CO2 排出量マイナス2%削減に向け、区民・事業者・行政が一体となって、更なる取組みを行うための「杉並区地域省エネ行動計画（地球を救え p(^-^)q すぎなみ省エネ作戦）」を作成しました。

本作戦は図 6 に示すとおり、6 つの作戦からなり、区民・事業者・行政が”協働”で、目標達成に向けて取組んでいきます。

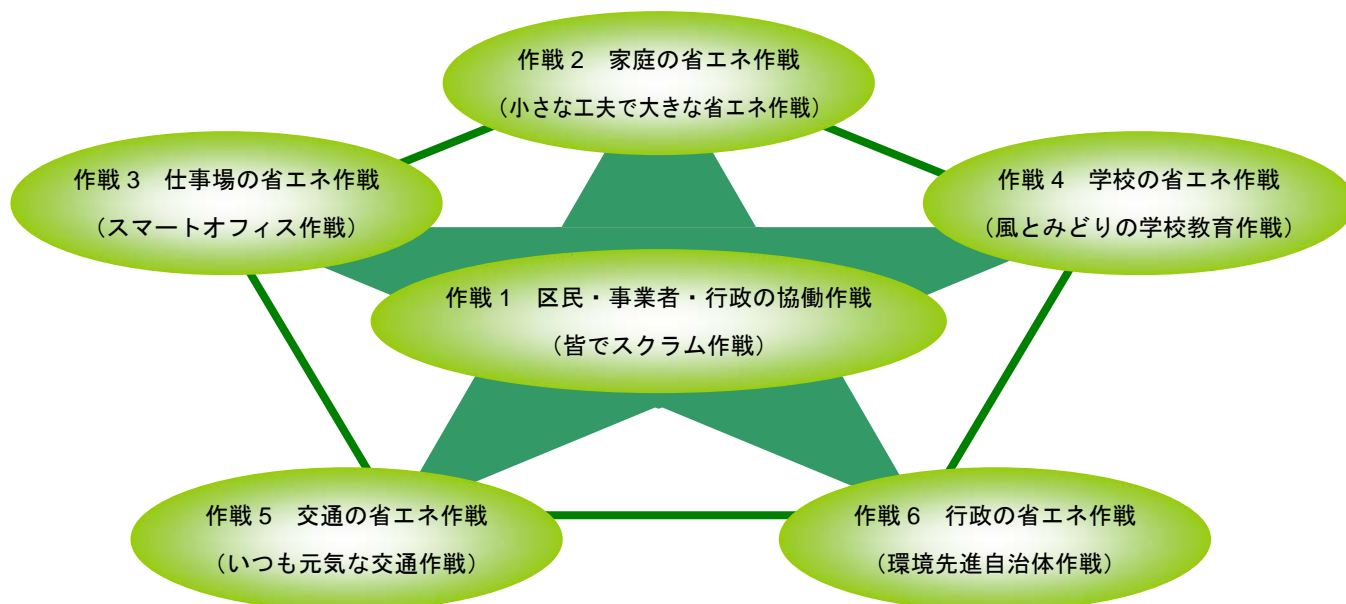


図 6 杉並区地域省エネ行動計画（地球を救え p(^-^)q すぎなみ省エネ作戦）6 つの作戦

作戦 1 区民・事業者・行政の協働作戦（皆でスクラム作戦）

～区民・事業者・行政といった各主体の行動を有機的に結びつけることで、一層の省エネルギーを図ります～

★印：新たな取組み ○印：既存の取組みを更に発展させるもの

(1) 作戦への参加・協働の仕組みづくり

区は、区民・事業者のみなさんが省エネ意識を共有し、興味を持ちながら継続的に省エネに取り組むことができるしくみをつくり、省エネ作戦として展開します。

《行政の行動》

- ★みなさんが親しみをもって省エネ作戦に参加できるよう、ロゴマークを公募します。
- ★作戦参加者が取り組む省エネ行動例を提示し、web サイト・広報すぎなみ・学校・回覧板などで参加者を募集します。
- ★区民、事業者、NPO・環境団体と協働しながら、省エネ行動をポイントとして貯めることのできるカード（参加証）の発行を検討します。

(2) 作戦の広報活動／情報提供

区は、区民・事業者のみなさんの省エネへの取組みを支援するため、省エネの実施状況や省エネ行動の効果など、省エネに関する情報を積極的に提供します。

《行政の行動》

- ★本行動計画の Web サイトを開設し、省エネに関する情報を提供するとともに、作戦参加者の省エネ成果の発表や省エネ情報の交換の場として運営します。
- ★区内の CO2 排出量の推移と削減目標の達成度を、毎年公表します。
- ★国や都などの省エネ機器や住宅関連の助成制度⁴を分かりやすく整理し、区民事業者が利用しやすい形で情報提供します。

(3) 協働の場の提供

区は、区民、事業者、環境団体・NPO、国・都などとの連携を推進し、各主体どうしを結びつけることで、それぞれの取組みの発展を図ると共に、新たな取組みへとつながることを目指し、協働の場を提供します。

《行政の行動》

- 「環境博覧会」を省エネ教育の成果発表、環境団体・NPO の活動報告、緑化モデルの展示、エネルギー事業者などの協力による省エネ機器の展示・省エ

⁴ 例えば、省エネタイプ給湯器や省エネリフォーム（主に壁や窓、床、屋根の断熱性能を高めるリフォーム）などに対する助成制度。

ネ相談会などの場として提供します。

○「すぎなみ環境情報館」を、区民と環境団体・NPO、または区民と事業者の協働の場として提供します。

★国などの施策である「チーム・マイナス6%」「我が家の環境大臣」「キッズISO」などへの参加者と、区の省エネ作戦参加者との連携を図ります。

作戦1 実施スケジュール

	平成18年度	平成19年度	平成20～22年度
(1) 作戦への参加・協働の仕組みづくり	・ロゴマークを公募	・参加者募集	・参加者募集
(2) 作戦の広報活動／情報提供	・web サイト開設準備 ・進捗状況報告 ・省エネ情報提供	・web サイト開設 ・進捗状況報告 ・省エネ情報提供	・web サイト運営 ・進捗状況報告 ・省エネ情報提供
(3) 協働の場の提供	・環境博覧会などの開催 ・環境団体との連携	・環境博覧会などの開催 ・区民との連携 ・事業者との連携	・環境博覧会などの開催 ・各実施主体間の連携強化

作戦2 家庭の省エネ作戦（小さな工夫で大きな省エネ作戦）

～初期費用がかからず、区民にとって身近でこつこつと持続可能な省エネ行動を普及させます。さらに、初期費用を必要としますが、省エネ機器やCO2を排出しない自然エネルギーの普及も図っていきます～

★印：新たな取組み ○印：既存の取組みを更に発展させるもの

(1) 省エネ行動の実践

杉並区のエネルギー消費量の約4割以上は家庭部門が占めています。家庭の省エネ行動の実践が、作戦成功の鍵を握っています。まずは身近にできることから始めましょう。

《区民の行動》

★杉並省エネ作戦に参加しましょう（参加者は、省エネ行動の実践を宣言します）。

★省エネ行動を実践して、電力使用量（料金）、ガス使用量（料金）の削減量を把握しましょう。

家庭における省エネ行動とその効果の目安

対象	行動内容	CO2 削減量 kg-CO ₂ /年	光熱費削減額 円/年
ガス給湯機	湯沸かし器の設定温度を 40℃から 38℃に設定しましょう	28.5	1,910
電気ポット	長時間使用しないときは、コンセントからプラグを抜きましょう	38.7	2,470
冷蔵庫	詰め込み過ぎないようにしましょう	24.6	1,570
	開いている時間は短くしましょう	6.3	400
	冬場は冷蔵強度を弱くしましょう	27.7	1,770
	壁から適切な間隔で設置しましょう	19.3	1,230
風呂給湯機	入浴間隔は開けないようにしましょう	80.3	5,370
	シャワーはお湯を流しっぱなしにしないようにしましょう	21.9	2,110
洗濯機	洗濯物はまとめて洗いましょう	11.9	3,220
温水洗浄便座	使わないときは蓋を閉めましょう	17.5	1,120
	季節に合わせて便座暖房の温度調節をしましょう	13.4	860
	季節ごとに洗浄水の水温調節をしましょう	21.3	1,370
自動車	アイドリングをしないようにしましょう	37.4	1,710
	無駄な荷物の積みっぱなしはやめましょう	3.5	160
	急発進、急加速はやめましょう	64.4	2,940
	タイヤの空気圧を適正にしましょう	34.5	1,580
エアコン	夏の設定温度は 28℃を目安にしましょう	5.9	380
	冬の設定温度は 20℃を目安にしましょう	25.7	1,640
	冷房の不必要なつけっ放しはやめましょう	10.1	640
	暖房の不必要なつけっ放しはやめましょう	18.3	1,170
ファンヒーター (ガス)	設定温度は 20℃を目安にしましょう	31.1	2,080
	不必要に運転しないようにしましょう	30.3	2,030
ファンヒーター (石油)	設定温度は 20℃を目安にしましょう	22.2	400
	不必要に運転しないようにしましょう	40.1	760
電気カーペット	設定温度は低めにしましょう	66.9	4,280
照明器具	点灯時間を短くしましょう (白熱球)	7.1	450
	点灯時間を短くしましょう (蛍光灯)	2.0	130
テレビ	テレビを見ないときは消しましょう	14.7	940

(出典)「家庭でできる省エネ作戦、小さな工夫で大きな省エネ」、杉並区

(注) 表中の「CO2 削減量」、「光熱費削減額」はある一定の条件下での値で、あくまでも目安です。

《行政の行動》

★省エネ相談など省エネ総合窓口として、「(仮称) エネルギー・カフェ」⁵につ

⁵ ドイツでエネルギー政策及び地球温暖化対策の一環として、一部地域で実施 (総合的な省エネ相談窓口)。

いて、検討します。

○省エネナビを安全に配慮しながら、貸し出します。

(2) 省エネタイプ家電機器/給湯器・太陽光発電の導入

エアコンや冷蔵庫などの家電機器や、家庭でのエネルギー消費の割合が大きい給湯器の効率向上は近年目覚ましいものがあります。家電機器や給湯器の買い替え時には省エネタイプの導入を検討しましょう。

また、太陽光発電は発電時に CO2 を排出しません。太陽光発電の導入も検討しましょう。

《区民の行動》

- ★家電や給湯器を新たに購入する際は、省エネラベル⁶などを参考にしながら省エネタイプのものを選びましょう。
- ★太陽光発電設備など再生可能エネルギー⁷も活用しましょう。

《行政の行動》

- ★太陽熱利用や風力発電など新たな再生可能エネルギーの助成について検討します。
- 住宅用太陽光発電機器設置者に助成をします。

(3) 省エネ住宅・省エネリフォーム⁸の実践

断熱効果の高い住宅は冷暖房のエネルギーを削減でき、光熱費も削減できます。家を建てるときや購入するとき、リフォームするときは省エネに配慮しましょう。

《区民の行動》

- ★家を新たに建てるときや購入するとき、リフォームするときは省エネに配慮しましょう。
- ★マンションを購入するとき、マンション環境性能表示⁹を参考にしましょう。

《行政の行動》

- ★省エネ住宅や省エネリフォームの相談窓口の設置を検討します。

⁶ 消費電力の少ない家電製品の購入を促すラベル表示（国や東京都の制度）。

⁷ これまでの「自然エネルギー」と呼ばれている太陽光・太陽熱発電や風力発電などを指す。

⁸ 主に壁や窓、床、屋根の断熱性能を高めるリフォーム。

⁹ 建物の断熱性や長寿命化、設備の省エネ性などの環境性能表示（東京都の制度）。

作戦2 実施スケジュール

	平成18年度	平成19年度	平成20～22年度
(1) 省エネ行動の実践	・省エネ行動例提示	・参加者募集	・参加者募集
(2) 省エネ相談総合窓口「(仮称) エネルギー・カフェ」	・相談窓口検討	・相談窓口検討	
(3) 再生可能エネルギーの普及促進	・太陽光発電助成 ・新たな再生可能エネルギーの助成について検討	・太陽光発電助成 ・新たな再生可能エネルギーの助成について検討	
(4) 省エネ住宅・省エネリフォームの実践	・相談窓口検討	・相談窓口開設	・相談窓口開設

作戦3 仕事場の省エネ作戦（スマートオフィス作戦）

～小規模な事業所が多い区の特性を考慮し、小規模事業所でも可能な行動計画とします～

★印：新たな取組み ○印：既存の取組みを更に発展させるもの

(1) 省エネ行動の実践

杉並区のエネルギー消費量に対する業務部門（オフィス、店舗など）の割合は約20%ですが、近年その伸びは大きく、平成15年は平成2年比で約30%増となっています。仕事場での省エネ行動によってエネルギー消費の伸びを抑えましょう。

《事業者の行動》

- ★杉並省エネ作戦に参加しましょう（参加事業所は、省エネ行動の実践を宣言します）。
- ★省エネ行動を実践して、電力使用量（料金）、ガス使用量（料金）の削減量を把握しましょう。
- ★対象規模未満の事業者であっても、地球温暖化対策計画書¹⁰を活用しましょう（任意提出）。

¹⁰ 燃料・熱・電気の使用量を原油換算した合計量が年間1,500kl以上の事業者に対し、計画書を作成させ、CO2の削減を誘導する。（東京都の制度）

仕事場における省エネ行動

対象	行動内容
エネルギー管理	エネルギー管理体制の整備・確立をしましょう
	エネルギーデータを記録活用しましょう
	機器の定期的な保守・メンテナンスを行いましょ
空調機器	室内の湿温度の適正管理をしましょう
	窓の開放やその他の外気冷房を行いましょ
	ブラインドやカーテンを有効に使い冷暖房負荷を軽減しましょ
	空調の吹き出し口近くに物をおかないようにしましょ
	屋外や空調していない場所へ通じるドアはできる限り閉鎖しましょ
	風量や給気口の調節で局所的な過熱や過冷を防ぎましょ
	天候・曜日・季節によって空調の起動時間・停止時間を調節しましょ
	エアコンのフィルターなどはこまめに清掃しましょ
	空調環境に影響のない範囲で空調機の運転を短縮しましょ
照明・電気機器	照明基準を設定し、適正照度に管理しましょ
	使用していない部屋及び空室時に消灯を徹底しましょ
	間仕切りを工夫して照明を効率的に使えるようにしましょ
	パソコンの待機電力・モニタの省電力化をしましょ
	熱を出す複写機、ファクシミリなどの OA 機器の集約設置をしましょ
	不要なときは OA 機器スイッチをこまめにきりましょ
	自販機を夜間停止しましょ
2～3階くらいはエレベーターを使わずに歩きましょ	
自動車・交通	従業員のマイカーでの通勤を抑制しましょ
	停車時のアイドリングストップを励行しましょ
	燃費向上のため、日常・定常点検整備を励行しましょ
	経済速度での運転を励行しましょ
	事業所近くへの外出は、なるべく徒歩や自転車で行きましょ
その他	週一回はノー残業デーにしましょ
	夏季は、薄着、冬季は厚着に務めましょ
	事業所内の緑化に努めましょ

(資料) (財) 省エネルギーセンター資料

(2) ISO14001¹¹、エコアクション 21¹²、エコステージ¹³の認証取得

事業所の規模に応じた環境管理システムを積極的に活用し、事業活動を環境に配慮したものに変えていきましょう。環境管理システムの認証を取得することで、環境に配慮した事業所として地域に貢献できるとともに、継続的に環境への負荷を低減させていくことができます。

¹¹ 国際標準化機構 (ISO) が発行した環境管理システムの国際規格。

¹² 環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者 (広範な中小企業、学校、公共機関など) のための認証・登録制度。

¹³ 小規模事業者から取組むことのできる 5 段階のエコステージ評価を通じ、環境経営を評価し、継続的改善を図る認証・登録制度。

《事業者の行動》

○ISO14001、エコアクション 21、エコステージなどの認証を取得しましょう。

《行政の行動》

○環境に配慮しつつ事業の発展を図ることができるよう、認証を取得する事業者に助成をします。

○企業セミナーを開催し、環境管理システムの導入から認証取得までの手順を具体的に説明します。

(3) 事業所における省エネコンサルティング

省エネルギーの専門家は、コストのかからない、または省エネによってコストの回収が可能な省エネ手法を知っています。信頼できる省エネルギーの専門家から積極的に助言などをもらいましょう。

《事業者の行動》

★省エネルギー診断¹⁴や省エネコンサルティングを受けましょう。また ESCO 事業¹⁵も積極的に検討しましょう。

《行政の行動》

★省エネルギーの専門家の紹介窓口設置を検討します。

作戦 3 実施スケジュール

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20~22 年度
(1) 省エネ行動の実践	・省エネ行動例提示	・参加事業所募集	・参加事業所募集
(2) ISO14001、エコアクション 21、エコステージの認証取得	・認証取得助成 ・セミナー開催	・認証取得助成 ・セミナー開催	・セミナー開催
(3) 事業所における省エネコンサルティング	・関連機関との調整	・相談窓口開設	・事業継続

¹⁴ 建物のエネルギー管理状況・使用量や電気設備・熱設備などを調査し、エネルギーの管理体制や経済性を考慮した設備の改善案などのアドバイスを行うもの。

¹⁵ 工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、得られる省エネルギー効果を保証する事業。経費は顧客の省エネルギーメリットの一部から支払われる。

作戦4 学校の省エネ作戦（風とみどりの学校教育作戦）

～学校での省エネを図ると共に、省エネ教育を通じて、家庭での省エネルギーへと波及させていきます～

★印：新たな取組み ○印：既存の取組みを更に発展させるもの

(1) 環境教育の推進

子どもたちへ省エネルギーを始めとした環境に対する正しい知識を教えることはとても重要です。また子どもと一緒に、大人も省エネについての知識を身に付けましょう。

《行政の行動》

○キッズ ISO を始め、現在取組んでいる環境教育を引き続き推進します。

(2) 省エネルギー・省資源の推進

学校での省エネルギーや省資源の推進は、省エネルギーや光熱水費の削減のみならず、省エネ教育としても有効です。

《行政の行動》

○ISO14001 の推進、光熱水費還元プログラムの実施などにより、電気、ガスなどの使用量の削減に引き続き取組みます。

○省資源・省エネルギーを実現できる学校施設を目指します。

(3) 自然採冷の推進（風とみどりの施設づくり）

子どもたちが利用する施設の夏季自然採冷と学校のエコスクール化を目指します。

《行政の行動》

○屋上緑化、校庭緑地化、壁面緑化などの学校緑化に引き続き取組みます。

○学校井戸や雨水利用施設を利用した散水や打ち水を行います。

○風通りの良い建物配置にします。

○ベランダやひさしを設置し日射を遮ります。

作戦 4 実施スケジュール

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20～22 年度
(1) 環境教育の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
(2) 省エネルギー・ 省資源の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
(3) 自然採冷の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施

作戦 5 交通の省エネ作戦（いつも元気な交通作戦）

～徒歩、自転車利用、公共交通の利用を促進させると共に、アイドリングストップの徹底を図ります～

★印：新たな取組み ○印：既存の取組みを更に発展させるもの

(1) 近所には徒歩や自転車で移動

家庭部門に次いでエネルギー消費量が大いなのが、乗用車などの運輸部門です。買い物などで近くに外出するときは徒歩や自転車で移動しましょう。

《区民の行動》

○買い物などで近くに外出するときはなるべく自家用車を利用せず、徒歩や自転車で移動しましょう。

《行政の行動》

- 自転車駐車を整備し、適正な自転車の利用を普及啓発します。
- 「杉並区サイクルアクションプログラム(2004年7月)」¹⁶を実施しています。
- 「すぎなみくらしのガイド」に自転車駐車場一覧を掲載しています。
- ★商店街の自転車駐車場対策を検討します。

(2) 公共交通の利用

比較的遠距離を移動するときは自家用自動車に乗るのではなく、輸送効率の高い公共交通を利用しましょう。

《区民の行動》

○遠距離の移動には公共交通を利用しましょう。

¹⁶ 区民や事業者との協働により自転車が安全・快適に利用できるまちづくりをめざす行動計画で、具体的目標として、平成 13 年度から平成 17 年度までに放置自転車を 50%削減することや自転車の適正な利用をすすめることなどを目指した取組み。

《行政の行動》

- 「すぎなみガイドマップ」では区内の公共交通について紹介しています。
- ガソリン車と比較してCO2排出が少ない天然ガス車も導入している南北バス「すぎ丸」を運行しています。

(3) アイドリングストップの実践

駐車や長時間停車するときにエンジンを切るとは省エネルギーだけではなく、大気汚染物質排出削減にもつながります。アイドリングストップを実践しましょう。

《区民・事業者の行動》

- 自家用車、タクシー・バス・トラックなどを運転する方はアイドリングストップを実践しましょう。

作戦5 実施スケジュール

	平成18年度	平成19年度	平成20～22年度
(1) 近所には徒歩や自転車で移動	・普及啓発	・普及啓発	・普及啓発
(2) 公共交通の利用	・普及啓発	・普及啓発	・普及啓発
(3) アイドリングストップの実践	・普及啓発	・普及啓発	・普及啓発

作戦6 行政の省エネ作戦（環境先進自治体作戦）

～行政が自ら率先して省エネルギーを実践し、“地球を救え、すぎなみ省エネ作戦”を推進します～

★印：新たな取組み ○印：既存の取組みを更に発展させるもの

(1) 省エネ行動の実践

行政が自ら率先して省エネ行動を実施し、区民・事業者の手本となるような環境先進自治体となります。

《行政の行動》

- ISO14001を運用管理し、省エネを実践します。
- ★チーム・マイナス6%に参加します（クールビズの実施）。

(2) 庁舎など区施設への省エネ設備・自然エネルギーの導入

区庁舎などのエネルギー消費を削減する手法として、省エネ設備や再生可能エネルギーを積極的に導入していきます。

《行政の行動》

★ESCO 事業の活用などにより、公共施設に省エネ設備を導入します。

○太陽光発電などの再生可能エネルギーを積極的に導入します。

(3) 省エネ行動の積極広報

行政が自ら率先して行った省エネ行動については、その実績も含めて、積極的に、分かりやすく区民や事業所の方々に情報提供していきます。

《行政の行動》

○行政が行った省エネ行動の実施状況やその効果などを積極的に公表します。

作戦 6 実施スケジュール

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20~22 年度
(1) 省エネ行動の実践	・ISO14001 運用管理	・ISO14001 運用管理	・ISO14001 運用管理
(2) 庁舎など区施設への省エネ設備・再生可能エネルギーの導入	・導入検討	・導入検討	・導入検討
(3) 省エネ行動の積極広報	・広報実施	・広報実施	・広報実施

7. 目標達成に向けて

地球温暖化問題は、人類の生存に関わる世界の問題であると同時に、日本はもちろん、杉並区という地域として取り組むべき課題でもあり、区民自らの率先した取り組みがなければ解決には結びつかないものです。

そこで、本行動計画の策定にあたっては、省エネ作戦の中心に「区民・事業者・行政の協働作戦（皆でスクラム作戦）」を据えました。家庭及び業務部門が CO2 排出量の多くを占める杉並区では、区民・事業者の一人ひとりの省エネの実践なくしては、平成 22 年で平成 2 年比 CO2 排出量を 2%削減するという高い目標を達成することはできないからです。

また、地球温暖化問題は継続的に取り組んでいく課題です。昨年 12 月にカナダのモントリオールで開催された気候変動枠組条約第 11 回締約国会議（COP11）・京都議定書第 1 回締約国会合（COP/MOP1）では、平成 25 年以降の枠組みについての協議が開始されました。地球温暖化問題への国際的な取り組みは、次の段階に向

け動き出しています。

本行動計画は、杉並区の地域として温暖化防止に寄与するための CO2 排出削減量を目標値に設定し、区民・事業者・行政の取組みを具体的に示したものです。目標達成に向けて行動計画の進捗状況とその効果を検証することで、継続的に計画の見直しを行います。また、国の施策の動向や新たな省エネ技術の開発なども踏まえて、必要に応じ計画の見直しを行います。

私たちは、省エネビジョンの目標達成は厳しい道程であることを認識しつつ、区民・事業者・行政がそれぞれ力を合わせ、「地球を救え p(^_^)q すぎなみ省エネ作戦」を実践していくことで、CO2 の削減につなげたいと考えます。